

京都市農業委員会告示第 2 号

農業委員会等に関する法律第 27 条第 1 項及び京都市農業委員会規則第 10 条の規定に基づき、京都市農業委員会総会を開催するにあたり、開催場所を下記のとおりに変更します。

令和 8 年 7 月 6 日

京都市農業委員会会長 大橋 宗治

	開催予定日時	開催場所
第 17 回	令和 8 年 7 月 13 日（月） 午後 2 時	京都市伏見区鷹匠町 39 番地の 2 京都市伏見区役所

（京都市農業委員会事務局）